

## 12月定例会 馬場こうへい議員一般質問と答弁（大要）2016年12月8日

### 【馬場こうへい議員】

日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問します。

### ブラック企業、ブラックバイトの根絶を

まず、ブラック企業、ブラックバイトなど大きな社会問題となっている若者の働き方についてです。

我が党議員団は、これまでから派遣切り問題での当事者からの聞き取り調査や、ハローワーク前での若者雇用の実態調査、昨年 LDA-KYOTO の皆さんと一緒に大学門前でのブラックバイトと学費・奨学金問題の実態アンケート調査など、実態をつかむことに力を尽くしてきました。LDA-KYOTO の皆さんとは、引き続き奨学金返済中の労働者層の調査を継続しています。

調査を通じて見えてきたのは、これらの問題が国民の中に広がる格差と貧困の表れだということです。異常な財界中心の政治の中で、企業の利益追求のために、低賃金、過密労働が際限なく広がってきました。また、労働者派遣法の度重なる改悪によって、若者の2人に1人が非正規と言われるまでに不安定雇用、低賃金雇用が若者の中に広がっています。今の日本は、企業が空前の利益を上げてもお、実質賃金が下がり続けるという異様な社会になっています。純金融資産5億円を超えるような超富裕層は、1人当たりが保有する金融資産が1997年—2013の間に2倍に増え、一方でほぼ同時期に、ワーキングプア世帯は、就業者世帯の4.2%から9.7%と2倍に、「貯蓄ゼロ世帯」は30.9%へ3倍へと急増しています。まさに一部の大企業と資産家に富が集中し、大部分の国民の中に貧困が広がる。結果、世界的に見ても極めて高い大学学費が重くのしかかり、多くの家庭で奨学金を借りなければいけなくなっています。しかも、その奨学金も、かつて日本育英会として国が責任を持っていたものが、独立法人化などによって金融事業の色合いが濃くなり、強力な取り立てによって、差し押さえ、また、1万人にも上るような自己破産者を生み出しています。こうしたことを背景にして、構造的に貧困が学生や若者の中に生み出されていると考えますが、知事の認識をお聞かせください。

先日の我が党光永議員が代表質問で、誰もが人間らしく、安心して働ける京都府を目指すための条例。この条例の制定を提案させていただきました。知事の答弁は働き方の改善、最低賃金の引き上げも重要と言いながら、府の取り組みは「様々な取り組みをすでにやっている」と答えるだけで、厳しい現状を考えると極めて消極的な答弁であった。このことはとても残念です。そこで、私は具体的に解決すべきと考える問題点と、その解決に向けての知事の認識をお聞きしたいと思います。

まず第1に、実態があまりにも明らかになっていません。LDAのアンケートでは多くの学生は自らのバイトに問題があると感じながらも、それを相談するという事にはなっていません。家族や友人に話をする程度で、行政や大学の窓口、労働組合へ相談するという学生は、全体の数パーセントしかいません。本府の大学・短大・高等専門学校に通う学生が約17万人、学生支援機構の調査では学生の74%がアルバイトの経験があり、厚労省の調査ではその内60%の学生がブラックバイトを経験していると答えています。この実態をつかむことが必要です。現在、ブラックバイト対策協議会で、府内の全大学・短大を対象にしたアンケート調査が行われ、約1900人から回答が寄せられ、その結果の分析が進められているとお聞きします。アンケートが始まったことは一歩前進だと思います。しかし、中身を見せていただきますと、チェック項目だけで、実態を聞き取るということにはなっていません。実態をリアルにつかむ努力をどうしていくのか、知事の考えをお聞かせくだ

さい。また、対策協議会のアンケート結果の報告シンポジウムを開くなどして、学生に実態を語ってもらい、行政が実態をつかむことと同時に、実態を可視化をしていくことが必要だと考えますがいかがですか。

第2には、当事者である若者や、学生を含む府民的な議論をする場がないという事です。「ブラックバイト対策協議会」も当事者は入っていません。現場の実態はどうなっているのか、どういった対策が求められているのか、そして、府が取り組んでいる取り組みがちゃんと効果をあげているのか。こうしたことを開かれた場で当事者も入れて議論・検証する必要があると考えますが、ご意見をお聞かせください。

第3には、ブラックな働き方を根絶するための本府としての取り組みの強化です。問題の解決には、長時間労働の是正や、最低賃金の引き上げなど、国による労働法制の改正などが必要なことは言うまでもありません。しかし、若者からは「ブラックでないバイトはない」という声が出るほど、問題は社会の中に根深く広がっています。行政、企業、府民が一体となって取り組むことが必要です。本府には、そうした立場に立った施策の実施が求められているのではないのでしょうか。

## ブラックバイト根絶へ条例の制定を

我が党は、誰もが人間らしく、安心して働ける京都府を目指すための条例の制定を提案しています。行政、中小企業、大企業、そして府民それぞれの役割・責務を明記すること。実態を幅広くつかみ、当事者を含めた府民的な議論の場を作り、その声を施策へと活かすこと。さらに具体的な対策として、例えば神奈川県では光永議員が代表質問で取り上げたように、街頭での相談活動などに取り組み、寄せられた相談を一つ一つ蓄積して労働問題のノウハウ集を作られておられます。内容は毎年バージョンアップが図られ、最新のものでは10章90項目にわたって詳しくまとめられています。本府でも、こうした取り組みに学び、ノウハウ集の作成に取り組むこと。同時に、実態調査で明らかになった企業・事業所へ申し入れを行い、申し入れに応えない悪質な企業・事業所については企業名を公表するなど、「ブラックな働き方は許さない」という情勢を作る先頭に府が立つことなどを検討しています。本府の対策について、知事の認識を改めてお聞かせください。

### 【山田知事】

馬場議員のご質問にお答えします。この若者を取り巻く現状でありますけれども、高度成長から安定成長期に入り社会の固定化が進む中で、全体的に様々な歪みが生じているのは、私は事実だと思います。これは子供の貧困だけではなく、地域間の格差や、中小企業の問題など多様な事象に現れており、このため私は共生社会の実現を掲げ、子どもの貧困対策や府北部及び中北部地域のように非常に地域間格差が出ている地域に対するインフラ整備、こういったものを含めて総合的な対策を考えております、また中小企業に対する伴走支援も取り組んでいるところであります。そして、若者対策につきましてもこれまでから、子どもの貧困問題や奨学金の返済負担、正規雇用の拡大といった課題に対応するために、子どもの貧困対策といたしましては、経済的理由により就学を断念することのないようにと全国トップクラスの私立高校あんしん就学支援金など実施してきましたし、奨学金の返済負担増につきましましては、国に対して低所得の世帯や大学生に対する給付型奨学金制度の創設や無利子奨学金の採用人数の増員を要望。また、先月の全国知事会議でも給付型奨学金の創設などを緊急決議したところでございます。正規雇用の拡大につきましても今年2月に開催した京都労働活力会議において不本意非正規労働者の正規労働者化の促進を確認するとともに、持続性の高い安定的な雇用を創出する正規雇用1万人推進事業に取り組んでいるところでございます。さらに昨年7月には京都府若者の就職等支援に関する条例を制定し、京都ジョブパークにおける若者への就職支援、高等技術専門校での職業訓

練。そして、引きこもりなど就職の厳しい若者の就職を支援するNPOなどに取り組んでいるところでもあります。ブラックバイトへの徹底、実態把握と検証委員会の設置でありませぬけれども、若者や学生のブラックバイトの実態につきましては、京都中小企業労働相談所における労働相談を通じて把握するとともに、京都労働局、京都市との3者で設置いたしました京都ブラックバイト対策協議会で実施した学生アルバイト実態に関するアンケート等により把握に努めているところでもあります。このアンケートにつきましては、現在労働局において集計分析中でありませぬけれども、今後アンケートの結果も踏まえてこの可視化を図っていく中で今回アンケートにご協力いただきました大学など関係者ととともに協議をいたしまして新たな対策の必要性についてしっかりと検討をすすめてまいりたいと考えているところでもあります。労働相談につきましては、昨年度役3000件の相談があったところがございます。こうした事例をもとにパワーハラスメント、労働条件の不利益変更等労働問題に対する基本的な知識や対応方法等を京都府で発行している労働情報誌やホームページに掲載いたしますとともに、連合京都におきましても大学で労働関係法令の講座を開設するなど労働法制の周知啓発を実施していただいているところです。ブラックな働き方と労働関連法令違反は当然認められるものではありませんので、京都府といたしましては、労働局とも連携し中小企業の就労環境の向上を支援するため、アドバイザーを派遣するなどしてまいりましたけれども、今月2日の京都労働経済活力会議においてもブラック企業、ブラックバイトの根絶に、ブラックバイト対策協議会を中心にオール京都体制で取り組んでいくことを確認、学生に対する労働関係法令に関する取り組み強化や不適切事案に関する徹底した指導監督の強化をすすめようとしたところがございます。条例につきましては、基本的にはこれは議会で議論されるべきものと考えておりますけれども、先の代表質問にて光永議員にお答えしている通り、権限のある国において徹底した指導監督や違法長時間労働を行う企業名の公表が行われたりしております。京都府におきましては、法令違反企業に対する入札制限などの措置も行っているところでもありますので、まずこうした取り組みを徹底していきたいと考えているところでもあります。今後とも監督権限を持つ京都労働局や京都市等と連携しながらブラック企業やブラックバイトの根絶に向けしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

#### 【馬場】

ご答弁をいただきました。様々な取り組みをしていただいているというのは先日の代表質問でもお聞かせをいただきましたし、その取り組みが進んでいないということを指摘しているわけではございません。ただ現状を見た時に、本当にそれだけでいいのか、さらに前に向かって進んでいくということが必要ではないのかというふうに思っています。例えば、先ほど国に求めているということで奨学金の話がありました、いま確かに給付制の奨学金、実施に向けた動きが国の中で始まっておりまして、これは一定の前進であるということができます。しかしその中身を見ますと、2万人規模であるとか、高校1校あたり「少なくとも一人」。こんな話を見ますと、まさに学ぶ権利を保障するということとは程遠いといわなければいけません。本府でも現状厳しいということで、先日行われた会議の中で奨学金の返済負担の軽減制度についても知事から話があったと報道されていましたが、こうしたことも現状に見合ったものにしていかなければいけないし、国が行っているような名前ばかりで本当に実態に合わないことにならないようにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。先日の代表質問でも、先ほどお答えをいただきましたように、法令違反があつてはダメなのは当たり前なんだという答弁がありました。実態はそういったレベルの問題ではないということを確認していただく必要があるというふうに思っています。バイトのシフトを無理やり決められて授業や試験に出ることができない学生がたくさんいらっしゃる。学生が学生らしく働く、若者が若者らしく働く。こうしたことを守るかどうかということにかかっている。それは法令違反だけではなくて、やはりそうした権利を守っているかどうかにかかっているわけですから、こ

ここで、しっかりとですね、本府として実態つかんでいただく必要がある。問題のある企業への申し入れ、企業名の公表というのは、私は実態調査とあわせてすべきではないかというふうに思います。改めてご答弁いただきたいし、そのための条例の制定。当然、企業名の公表などしていくわけです。そうした条例の制定が必要ではないかと改めて考えますけれども、もう一度ご答弁いただけますでしょうか。

#### 【知事】

今回私どもはブラックバイト対策協議会におきましてアンケートを実施したところでありまして、この中におきましても、シフトの変更やそうした状況がないかどうかについて確認をしているところであります。今後そうしたアンケートをもとに分析作業をすすめ、それをもとに関係者も集まってしっかりと対策を講じていきたいというふうに思っています。条例を制定することについては議会で基本的に議論されるものと考えますので、私の方ではいますでに、長時間労働を行う企業名の公表については国において行うということになっておりますので、そうした点についてさらに徹底した取り組みを、権限のある労働局とも進めていくということに考えています。

#### 【馬場】

改めてご答弁をいただきましたけれども、やはり私は認識が大きく遅れているといわなければいけないという風に思っております。先ほど実態調査、実態アンケート、ブラックバイト協議会で取られているということがありましたけれども、アンケート用紙見ましたけれども、すべてチェック項目で、実態どういうふうになっているのかということを知ることはできない。この数字を見るんだったら、厚労省の数字だってあるし、LDAのアンケートの調査結果についてもお渡ししているわけです。ですから、これ見ていただければ十分じゃないか。でなくて、実態をどうつかむのか一人ひとりの学生がどんな状況にあるのかっていうのをちゃんとつかむ調査が必要ではないか。労働相談 3000 件という話がありました。LDA のアンケートでも、厚労省のアンケートでも、行政への相談は 1%2%。ほとんどこの 3000 件では実態つかめていない。逆に言えば、行政の取り組みについても知られていないという認識に立たなければいけないと思います。

先日の光永議員の代表質問でとりあげた神奈川県では、県・労働局・経済団体・労働組合が共同で『「若者の使い捨て」撲滅かながわ宣言』を出して、街頭労働相談だけでなく、ノウハウ集、メールマガジンなど、あらゆる手段に取り組んでこの対策に取り組んでいる。いま本府に求められているのはこうしたあらゆる手を尽くすことではないかと思えますし、このことはしっかりと求めておきたい。そのうえで、条例の制定含めて、本腰を据えた対策に乗り出すこと。このことを強く求めておきます。

## 文化財保護について

#### 【馬場】

次に、文化財保護についてお聞きします。

文化財は、多種多様な技術によって支えられています。例えば屋根工事一つをとっても、瓦葺や檜皮葺、銅板葺などによっても違ってきます。桧皮などを葺くために、桧皮の確保はもちろん、打ち付けるための竹釘の確保、さらに雨どいなどの建築板金など、様々な職人の技術が必要です。建具や飾り金物、左官、それぞれが使う道具や、材料となる植物や鉱物、そのどれもが欠けることなく脈々と受け継がれて初めて守ることが出来ます。文化財の認定事業者はこの間 11 社増えて、77 社になっているとお聞きします。例えば建具業者は 2 社のみなど、業種ごとに見れば決して十分ということはありません。この間、我が党議員団では、文化財修復技術の継承や道具類の確保等をしていくうえでの問題点を明らかにするために、文化財保護修復研究会とともに、多くの技能者や文化財保護に関わ

る業者、専門家の方へのアンケート調査や聞き取り調査を行ってまいりました。アンケートでは「後継者が決まっていない。見通しが無い」という答えが 58%にのぼり、若手を育成していくのに 2 万円くらいの日当を支払いたいと考えているけれども、実際には 1 万 2 千円～1 万 4 千円程度しか渡すことが出来ていない。こうした声もたくさん寄せられました。多くの方が、技能の継承に危機感を抱き、仕事量の減少や道具類の確保困難などの中で、様々な苦勞をされていることが明らかになりました。そして、このアンケート調査を受けて先月、文化財保護に関わる業者、職人など、約 80 人の参加を得て、文化財保護シンポジウムを行いました。参加された方からは、「瓦は洋瓦、文化財でも板金は既製品が使われる。平成の京町屋などと言うものもあるが、和瓦が葺いてあるのは 1 軒だけ。京町屋風、文化財風が広がっている」「ゼネコンが入ると、施主とのかかわりがうすくなる。文化財の仕事では密度の濃い仕事が必要」「かつては月に数件『修業したい』といった問い合わせがあった。ここ 2～3 年、こうした電話が無くなった」「資材や道具などの購入・更新について、京都府の金額設定は 20 年前で止まっているようなものが見受けられる」など厳しい現状や課題が次々に語られました。一方で、「この技術を何とか残していきたい」「この仕事についてよかったと思えるようにするのが私たちの役目」「行政、職人みんなが一緒になってやればいろんなことができる」と、文化財を守り次の世代に引き継いでいくという、熱い気概も多くの方から語られました。

今まさに、こうした職人や地元業者の気概と努力の中で、技術はかろうじて守られている現状です。その気概に応え、本府が技術継承の先頭に立つことが必要です。

そこでお伺いします。そのために大きく 2 つの事が必要だと考えます。

1 つは、府として文化財修復保存技術を広げるために、技術の適正評価と業者を育成する入札制度の整備です。現在の本府の文化財修復事業は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格者として登録した業者のみが入札に参加できるようになっています。しかし、これは、文化財修復に必要な高い技術を保証するためです。しかし、登録業者になろうと思うと、「文化財修復事業の経験」が求められます。関わる機会そのものが極めて少なく大きなハードルとなっています。府として有資格業者を積極的に育成していく必要があります。技術習得や経験評価になる技術講習会の実施や現場経験を積ませる仕組みを作り、その経験と技術力を適正に判断しながら、入札参加を認めていくことを検討すべきと考えますがいかがですか。

もうひとつは、若手の職人が技術を磨くことのできる仕事量の確保と、若手育成を保証する利益の保証です。先日のシンポジウムでも、「既製品は出来るだけ使わず、職人の仕事を確保している」「経営はトントン。天候などで仕事がストップすると、途端に苦しくなる。」「一人前になるには 10 年かかる。でも、ただ 10 年あればいいのではない。いろんな現場に当たって経験を積んで初めてどんな仕事でも一定できるようになるということ」「本当ならもう一人くらい若手を育てたいが、経験を積ませる仕事が無い」など切実な声が上げられました。技術継承を保証するためにも、文化財修復事業費の抜本的な拡充が必要だと考えますがいかがですか。

## 府営住宅対策について

次に、府営住宅施策についてです。

今年度、住生活基本計画及び、府営住宅ストック総合活用計画の見直しが進められています。本府の住宅政策全般の基礎となる計画であります。今回は府営住宅施策に絞っていくつかお聞きします。

計画見直しの「中間まとめ」を見ますと、高齢化や独居化の急速な進行、所得格差の広がり、地域コミュニティの希薄化など、社会経済情勢の変化が課題として挙げられています。

こうした情勢の変化の中で、私たちも様々なご相談を住民の方から寄せられるようになっていきます。例えば、自治会と共益費の問題は深刻です。本府の現在の制度では、共益費は自治会が集めることとなっています。しかし、空き家が増えたり、高齢化などを理由に自治会に入らない方が出てきたりすると、共益費の負担が重くなったり、共益費を支払ってもらえないという事態が発生してしまいます。特に、空き部屋改修できず募集をかけずに長期間にわたって空き部屋となっているもの。一般的に政策空家と言われるものについてまで、住民が負担をしなければならなくなる。大阪府などでは、共益費の直接徴収や、エレベーターなどの施設の維持管理費を半額補助したりといった取り組みがされています。本府でも、対策を検討すべきではありませんか。いかがですか。

## 府営住宅へのエレベーターの設置の促進を

さらに、多くの要望が出されるのがエレベーターの設置を求める声です。昨年6月の議会で、住民の強い要望がありながら、通常の形での設置が難しいとの理由でエレベーター設置ができずにいる地元伏見区の小栗栖西団地31棟を取り上げてお聞きしました。府営住宅などの公営住宅は入居基準の関係もあって、地域の中でも特に高齢化が深刻なところがなど必然的に多くなります。そうした状況は、本府もしっかりと理解をいただいているわけですから、優先順位はあったとしても、ぜひ今回の計画見直しに当たっては、すべての棟を設置の対象とするようにしていただきたいと思いがいかですか。

また、現計画で定められた「5階建片廊下式40戸以上」という条件に当てはまっているところでも、まだ31棟が設置されず残されています。取り残されているものの中には、集約対象のものも有りますが、建築基準法の日影規制などによって、通常通り棟の北側への設置が難しいというものも有ります。そうした団地の一つである小栗栖西団地31棟の住民が、昨年「心臓病を抱える夫が外に出ることもできない」という声から、ほぼ全戸の住民の署名を添えて、「何とかエレベーターをつけてほしい」「南側になら付けられないか」「4階まででもいいから付けてほしい」という、具体的な提案も含めて住民からの要望が出されました。計画の見直しに当たっては、これまで条件から外れていたものをどうするのかと同時に、これまでと様々な問題でつけてこれなかった、こうした棟をどうするのかについても、考える必要があると考えます。この際、新たな設置方法も含めてしっかりと取り組むべきと考えますがいかがですか。

### 【山本建設交通部長】

府営住宅施策についてでございますが、共益費の取り扱いにつきましては、京都府住宅審議会において全団地を対象としたアンケート結果等を踏まえ審議を行いまして、10月に答申がなされたところでございます。答申の中では、入居者の自治意識の養成等に鑑み入居者団体による共益費徴収が基本としつつ、共益費の重要性を改めて入居者に周知し、各団地の徴収方法等に応じた指導等も図るべきといった中身。一方で、例えば共益費の滞納により、浄化槽があふれて近隣住民にも影響が及ぶ等といった重大な問題発生等に限定した措置としての共益費の直接徴収の制度化も合わせて検討すべきとされておりまして、京都府といたしましては、周知指導等につきましては、具体的な対応を年度内に行えるよう鋭意作業を進めるとともに、直接徴収の制度化につきましては、他府県の事例等を参考に引き続き検討を進めていきたいというふうに考えています。なお、共益費は所得に応じた低廉な家賃と異なりまして、共用部分の使用に要する電気料金など入居者の共通の利益を図るため必要な費用ということでもありますことから、入居者自らによる負担が基本であるというふうに考えているところでございます。エレベーターの設置につきましては、新たに建設する府営住宅のみならず、既設の府営住宅に関しても、各棟の階数や住戸数等勘案しまして、より多くの入居者の利便性が向上する住棟から、一定基準を設け設置を順次進

めているところでございます。これまでに、住戸ベースで三階建て以上の住宅の4割において設置を行っておりまして、現在策定作業中の京都府住生活基本計画でも、既設公営住宅のバリアフリー化を施策として位置付け、今後も推進をしていきたいということでございます。一方で、エレベーターを設置する場合には低層階の方も含め家賃等の増加につながるため、入居者の意向も十分に踏まえながら、検討する必要があるというように考えております。今後国に予算確保の働きかけをしつつ、設置基準の見直しも適宜行いながら着実に進めてまいりたいと考えております。また、加齢や病気等により、階段の昇降が困難な方には低層階等の空き住居への住み替え制度なども設けておりまして、このような取り組みと合わせて柔軟に対応していきたいというように考えています。なお、建築基準法の制限や住棟が階段室型であること等によりまして、通常の方法ではエレベーターが設置できない住棟に関しましても他府県等による新工法あるいは新技術等の情報収集を行いつつエレベーターの設置推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【小田垣教育長】馬場議員の質問にお答えします。文化財保存修理事業への新規企業の入札参加についてでございますが、府が実施します重要文化財建造物保存修理事業では創建当時の状態に復元したり、文化財の価値を維持するために、技能者の安定的な雇用と伝統的な技術の伝承を図る必要があり、文化財建造物の修理実績や熟練技能者の雇用等を条件といたしました府教育委員会独自の入札参加資格制度を設けておりますところでございます。また、企業の技術力向上を図るために、国の選定技術保存団体と連携しましたセミナーの開催や文化財修理事業を通じまして日常的な技術指導などに努めるとともに、入札への参加を希望される企業に対しましては、技術力や実務経験を確認するために、施工現場や工場へ直接赴き必要に応じて技術指導を行っているところでありまして、7年前に比べまして、入札参加資格者名簿の登載企業数は11社増加して、現在77社となっているところでございます。

次に文化財保存修理事業についてでございますが、府内の国宝及び重要文化財建造物の数は全国一であり、府が所有者から受託をして実施をしております、重要文化財建造物の保存修理事業費も年間約17億円と全国最高になっております。またこれら文化財修理工事の発注にあたりましては、工事の種類ごとに伝統技術や技能者を有する専門企業へ直接発注することとしておりまして、府内企業の受注機会の増大を図っておるところでございます。教育委員会といたしまして、保存修理事業におけます所有者の負担が大きいことから、更なる補助の増額を国に対して要望しているところでございまして、今後も安定的に事業量を確保し、地元企業へ発注することにより、本府の文化財の保存と文化財保存技術、技能の継承に取り組んでまいります。

【馬場】ご答弁をいただきました。

最初に文化財から話をさせていただきますけれども、セミナーに参加していただいたりとか、事業所を訪ねて技術力を確認したりとかが行われている。また全国的に見ても京都の文化財の数は多いし、そういった中で工事の件数も多いといったお話もありました。ただ、現状でいいますと、お話がありましたように11社増えて77社になったということがありましたが、一つひとつの業者数を見れば、けっして十分に足りているということではできませんし、現場の多くの職人のみなさん、事業者のみなさんから言えば、10年後どうなるかはわからない、ということが多くのお話から言われているわけですから、抜本的に増やしていくということに本府が立っていただく必要がある。教育委員会に立っていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。いま本当に多くの技術というのは、職人の気概、努力によって支えられている。それも限界にきている。この立場に立っていただきたいと思ひますし、現場回ってみますと、複数年での工事契約を求める声、また組合での受注ができないか、全国的にはこういった取り組みされているよう

ですけれども、こうした声が出ております。現場でのこうした声にしっかりと耳を傾けて、抜本的かつ早急な対策に積極的に取り組んでいただきたい。このこと求めておきたいと思えます。

府営住宅についてお伺いをいたします。指摘をさせていただきたいと思えます。この問題というのは、昨日今日始まった問題ではありませんで、取り組み、しっかりと進めていただかなければいけないというふうに思っています。ひとつは、共益費の問題についていえば、裁判にまで発展しているような団地もありますし、先ほど全団地に対してアンケート取って、これからも引き続き地元自治会が基本的には集めていく方がいい。ただ状況によっては直接徴収制度も検討していつてはどうかと、こういった話が提言として出されましたということがありましたけれども、現状を見れば、いま求められているのは、やはりしっかりと本府が責任もって、共益費の問題に取り組んでいくということではないかなというふうに思えます。先ほど、共益費ってというのは電気代であるとか、こうした住民の利益にかかわる問題なんだから住民の方が負担するのはふさわしいんだと、そういったなかで地域に住んでいる人たちの暮らしがどうなのかということが置き去りにされてしまっただけでは、私は本末転倒だと言うふうに思いますので、他府県の取り組みにもしっかりと学んでいただいて、対策を取っていただきたいというふうに思えます。もう一つは、エレベーターの設置は、本当に切実な問題で、住んでいる人に見れば、高齢者、障害者、こういった方々も含めて地域に住み続けることが出来るかどうかということがかかった大切な問題です。住み替えを進めていますということであるとか、これでは解決をしない問題だということをしつかりと認識していただきたいというふうに思えますけれども、先ほど紹介した地元の小栗栖西団地の 31 棟の住民の方というのは、本当に切実に何度も何度も毎年要望出されて、そのたびにダメだということで、紙切れ一枚で却下という話をされてきました。ただ先ほどエレベーターの設置についても新たな設置方法についても全国の取り組みに学びながら、できるだけ推進していきたいというご答弁がありましたので、こうした答弁、積極的に、私は取らせていただいて、さらに取り残される棟が結局そのままということがないようにしっかりと取り組んでいただくことを求めて質問を終わりたいと思いません。ご清聴ありがとうございました。